

独立行政法人航空大学校第6期中期計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項に基づき大学校の中期計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置

独立行政法人航空大学校法（平成11年法律第215号）に基づき、航空機の操縦に関する学科及び技能を教授し、航空機の操縦に従事する者（以下「操縦士」という。）を養成する業務等を実施する。また、安全確保を大前提に、令和10年度目途の待機学生の解消に向けて取り組み、その後は我が国航空会社の基幹的要員となる質の高い操縦士を毎年100名規模で安定的に輩出するため、次の取組を実施する。なお、訓練遅延の早期解消等の大きな課題を抱える中で、取組を実施するにあたっては、国においても必要な予算の確保や体制面での協力が不可欠であるため、国と十分にコミュニケーションを取りながら、密に連携を図る。

(1) 航空安全に係る教育等の充実

安全運航の確保を業務運営上の最重要課題として位置付け、理事長のリーダーシップの下、航空事故・重大インシデント0件を達成するために、以下の事項を行う。また、これまでの安全対策の見直しによる効果や課題を総括した上で安全管理に係る体制の不断の見直し等により、安全管理体制の強化に向けた取組を定着させ安全運航の確保を図る。

- ① 航空安全プログラム（SSP）に基づき、次に掲げる取組を実施することで航空事故その他の航空の安全運航に影響を及ぼす事態を未然に防ぎ、もってその安全の確保を図る。
 - イ 大学校の安全に関する取組目標について、次に掲げる観点から安全指標及び安全目標値を年度計画において設定するものとする。
 - a 業務の特性を表した指標であること。
 - b 測定可能な指標であること。
 - c 過去の実績、今後の事業計画等と照合し、現状と同等以上の安全性を監視できる指標及び目標値であること。
 - ロ 理事長のリーダーシップの下で現行の安全管理システム（以下「SMS」という。）の強化を図り、安全目標の達成度や安全対策の実施状況について把

握・分析を行い、必要な改善点等の検討を行ったうえで、安全に関する取組目標の再設定を行う。SMSの一環として策定された安全に関する基本方針に基づき、安全業務計画を事業年度毎に作成し実施する。また、組織内の適切な意思の疎通及び安全情報の共有のため、各校において安全委員会を毎月1回実施する。

- ハ 義務報告について引き続き実施するとともに、確立した自発報告制度に基づく個人からの報告を推奨する。また、必要に応じて国土交通省等に報告する。
- ニ 組織全体の安全意識の更なる向上を図るために学識経験者、航空事故調査官等の外部講師による役員及び職員への安全教育を毎年2回以上実施する。また、大学校内部においても職員への安全教育を定期的実施し、法令等規則の遵守に関しても注意喚起を行うとともに、学生からのアサーション（注意喚起）がしやすい雰囲気作りのために教官を指導する等の取組を推進する。また、整備委託先等に対しては安全監査を通じて安全教育実施の管理を行う。更に、訓練機の安全運航の確保に係る調査・検討を行うとともに、その結果について周知・徹底等を図る。

- ② 学生に対する安全教育を飛行訓練に移行する前から実施する。過去の事故例から航空事故と人的要素の関わり等を教示するなど、航空安全についての教育を合計60時間程度実施する。また、SMSを活用して航空事故への予防意識の定着を図るとともに、アンケートの内容を充実させるなど、学生から教育に関する意見や要望等の収集・分析を行い、安全教育に反映する取組を強化する。さらに、訓練機システムの理解を促進し、操作手順との整合を図る。
- ③ 実機訓練における教育の実態をより正確に把握するために実施している取組の効果や課題を検証しつつ必要に応じて改善するとともに、担当教官に対して教育方法等に関するアドバイス等を行う。また、学生への教育の質の確保、平準化を図るため、課程間を含めて指導方法等に関する教官間の意見交換等を推進する。
- ④ 総合安全推進会議において安全監査プログラムを策定し、整備委託先等を含む訓練機の運航に係る安全監査を年1回実施する。日常の業務における管理・監督等を通じて、最適な安全管理の実施やヒューマンエラーの防止等に努め、安全対策に万全を期す。また、外部養成施設を一時的に活用する場合には、当該施設における訓練機の運航の安全確保に万全を期して管理する。
- ⑤ 年1回程度、組織全体の安全管理体制の構築・改善の状況を振り返り、適切かつ有効に機能しているか確認し、必要に応じて見直しを行う。

(2) 待機学生の早期解消や安定養成に向けた取組

待機学生の解消にあたっては通常の養成数（年間100名規模）を上回る規模の養成をする必要があるため、令和10年度目途の待機学生解消に向けては、航空局による体制面での協力や予算の確保等の面での連携を受けながら、①を含めた施策に取り組む。待機学生の解消後は、毎年100名規模の安定養成を継続することを目標に、②に示す養成事業の効率化を実施する。

① 待機学生の早期解消

イ 土日フライトの実施

訓練は天候の影響が大きいことから、晴天の機会を逃さずに訓練を行えるよう、予算や体制の制約等を考慮しながら、土日等の休日での訓練を柔軟に実施する。その際、現場の負担が過度なものにならないよう、適切に労務管理を行う。

ロ リソースを最大限活用した養成

欠員が発生したクラスについては、あるタイミングで後続の待機中のクラスから補完し、卒業時には可能な限り27名単位とするような対策など、現行リソースを最大限活用する手法を検討し、待機学生の解消を図る。

ハ 外部養成施設の活用

現在の訓練手法と訓練リソース（機材数、教官数、寮の収容数等）では年間100名規模を大きく上回る養成は困難であるため、比較的天候の影響も受けづらく豊富な訓練リソースを有する外部の養成施設の活用を図る。

② 恒常的な安定養成

イ 訓練遅延に対する意識の徹底

訓練遅延に対する経営層を含む全職員の意識を高めるとともに、訓練遅延が拡大した場合の分析・対策検討などの組織的な対応を図るため、訓練時間等に係る目標値を定め、訓練進捗の組織的・定期的な管理を行う。

ロ 訓練カリキュラム等の抜本見直し

単発機の資格取得に係る訓練を省略し、飛行訓練装置の更なる活用も図ることで実機訓練時間を大幅に削減した訓練カリキュラムを構築し、令和10年度目途に導入する。また、教官の任用訓練等の更なる効率化についても検討を進め、着実に導入を図る。

ハ 追加訓練時間の上限設定

他の養成機関においては、追加訓練に対する上限の設定や訓練生に追加の負担を求めるなどの措置を設け追加訓練の縮減を図っている状況も参考に、教育効果と追加訓練の実施のバランスも考慮しながら追加訓練の削減のための対策を検討し、令和10年度目途に導入する。

(3) 教育の質の確保

基幹的要員となる質の高い操縦士の養成を行うという観点から、以下の施策を実施することにより教育の質の確保を図る。なお、待機学生の解消に係る対策の取組の実

施にあたり、資格取得率及び就職率が前中期計画実績から極端に低下することがないよう継続的にモニタリングを行い、必要に応じて追加の対策を講じる。本項に関連する指標として、過去5年以内に卒業生を採用した航空会社に対するアンケートについて、各年度とも80%以上の肯定的な評価を得るとする。

①学生への教育の質の確保

イ 航空会社と業務運営等に関して定期的に意見交換や情報交換を行い、エアラインパイロットに要求される知識・技能等を的確に把握し、教育内容、教育体制の充実を図るとともに、より多くの学生が操縦士として就職できるよう就職支援にも活用する。また、待機中の学生のモチベーション向上や有益な経験を積む機会の提供の観点から、航空会社等におけるインターンシップ等の情報を提供する。

ロ 以下の調査・研究を実施し、その成果を教育・訓練に反映させることにより、質の確保及び効率化等を図る。なお、具体的な調査・研究内容については、最新の技術動向や前年度の成果、現場のニーズを踏まえ、年度計画において定める。

a 航空機の運航に関する基礎的研究

b 学科教育及び操縦教育における標準的な教育内容・手法及びその評価法に関する調査・研究

ハ 学科教育について、教育内容の充実等により、学内成績や国家試験合格率の維持・向上を図る

②資質の高い学生の確保

イ より資質の高い学生を確保するため、募集にあたってはポスターや雑誌等による広報、インターネット等の媒体の有効活用により、効果的かつ効率的な広報活動に努める。

ロ 航空会社等と情報交換しつつ、入学後の成績、現行の入学試験（学力試験、適性試験等）の内容及び実施方法等について継続的に評価を行い、その結果を入学試験制度に反映する。

③訓練環境の改善

安定的な訓練実施のため、訓練環境の維持向上を図る。

特に、天候や機材不具合等に影響される実機訓練を計画的に実施するため、既存の訓練環境に応じた教育内容の最適化を図りつつ、必要な訓練環境の整備を図る。また、各校の整備委託先との連絡会議を毎月1回実施し、整備委託先との適切な意思の疎通及び整備情報の共有を行い、十分な機材不具合対応を実施するとともに、安全確保を前提として、可能な整備の効率化を図る。

加えて、効率的で効果的な教育により学生の訓練効果を高める訓練内容の向上

に向けて、学科教育及び操縦教育におけるICTの活用、書類の電子化等を推進する。

④教官の質の確保

教育の質の確保や平準化を図るため、指導方法等に関する教官間の意見交換等を実施し、操縦士養成における教官の教育技法等の向上及び標準化に向けた取組を充実させる。また、教育従事者に対して定期的に教育技法等の向上のための研修を実施するとともに、操縦教官については技能審査を毎年1回実施する。

(4) 私立大学等の民間養成機関への技術支援

民間養成機関における学生等の技量レベルの向上等に資するため、訓練遅延解消後は、他の養成機関の要望に応じ、学科訓練の提供、教官訓練の受託などの更なる支援を検討の上、積極的に実施することで我が国養成機関の技術の底上げを図る。

(5) 裾野拡大

「空の日」行事を実施するとともに、地域の教育委員会等との調整を行い、校外学習の一環として小・中・高生を対象とした「航空教室」や地域住民への航空思想の普及、啓発を図るための市民航空講座を合計で年間16回程度実施する。

また、航空大学校における女性学生比率向上に向けて、入学試験の見直し、女性学生受け入れ体制の充実とその後の女性枠の設置等の検討を着実に進める。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務改善の取組

① 組織パフォーマンスの向上

大学校の使命と役割を役職員ひとりひとりに浸透させ、業務に対するモチベーションと使命感の向上を図るため意識啓発活動等に取り組む。また、教育現場の環境を適切にサポートするため、本校及び分校の業務の見直しや必要な組織体制の整備など組織のパフォーマンス向上を図る。

② 教育・訓練業務の効率化

イ 学科教育においては、現行の養成期間を維持し、継続的な見直しを行いつつ、引き続き教育の適正化・質の向上を図る。

ロ 操縦教育においては、現行の養成期間を維持しつつ、効率的な訓練を実施するため、本校・分校間の円滑な課程移行がなされるよう組織内の連携強化を図る。

③ 調達合理化の推進

公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取

組を着実に実施する。

また、随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管査第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

④ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を公表する。

⑤ 教育コストの分析・評価

教育業務及び教育支援業務等に係る経費の分析・評価を行い、教育コストとそれ以外のコストを区別・把握することにより、教育コストの縮減に努める。

⑥ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を図ることにより、引き続き効率的な執行に努め、物価の上昇による影響を除き、中期目標期間の最終年度（令和12年度）において、前中期目標期間の最終年度（令和7年度）と同額以下とする。

⑦ 業務経費の効率化

業務の効率化等により業務経費（人件費、公租公課、デジタル化関連経費等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、物価の上昇による影響を除き、本中期目標期間中に見込まれる当該経費総額（初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。）を2%程度縮減する。

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

大学校の業務運営の合理化及び効率化に資する訓練管理のシステム化や総務会計業務のデジタル化に取り組むとともに、DXの推進に必要な知見を有する人材の確保・育成を図る。

その際、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り行う。

3. 予算、収支計画及び資金計画（人件費の見積もりを含む）

(1) 予算、収支計画及び資金計画は、別紙のとおり

(2) 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月閣議決定）や「交通政策審議会航空分科会基本政策部会／技術・安全部会乗員政策等検討合同小委員会とりまとめ」（平成26年7月）等を踏まえつつ、適正な受益者負担の水準を確保するため、航空会社及び学生が負担する割合については直接訓練経費の3分の2とする。なお、受益者負担については、令和6年度に直接訓練経費の55%から3分の2へ引き上

げたところであるが、民間養成機関の状況や学生の負担感を勘案したうえで、今後も継続的に検討することとし、負担のあり方については、航空会社等関係者間での情報交換に取り組む。また、前中期目標期間中においては、待機学生への対応を優先し、訓練の受託等により自己収入を得ることが困難であったところ、今中期目標期間においては、訓練遅延解消を最優先に、訓練の受託等による自己収入の拡大に向けて取り組み、訓練受託等による自己収入額を前中期目標期間中の実績額より倍増させる。

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

該当なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

該当なし

7. 剰余金の使途

- ① 入学希望者数の増加策に要する費用
- ② 養成の向上に資する調査・研究及び航空技術安全行政に資するための調査・研究の実施
- ③ 効果的な養成を行うための教育機材の購入
- ④ 運航管理業務の充実を図るための業務支援機器の購入

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、理事長のリーダーシップの下、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成26年11月28日行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項を適切に運用する。

また、大専校全体の業務執行及び組織管理・運営等に関し、理事長及び分校長を含めた役職員が参加する月1回程度の会議を通じて、これらの実施状況について実態を把握し、継続的な分析、必要な見直しを行う。

(2) 情報セキュリティの確保

情報セキュリティの確保にあたっては、「サイバーセキュリティ戦略」（令和7年12月23日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。また、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」に基づき、規程やマニュアルの見直し等を引き続き行うとともに、国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、標的型攻撃メールや新型ウイルス等によるサイバー攻撃等の新たな脅威

に迅速かつ的確に対応し、業務の継続性を確保する。

さらに、役職員に対する研修を毎年実施し、情報セキュリティリテラシーの維持・向上を図る。

(3) 人材の確保・育成

教官の高齢化が見込まれる中で高度で専門的な技能を要する人材を継続的に確保するための中長期的な視点に立った人材の採用、教官の教育技法等の向上に資する定期的な研修、事務職員の定期的な異動も考慮した組織運営（業務のマニュアル化、専門的な知見を有する契約職員の活用）等を含む適正な人材確保・育成方針を策定し、効率的・効果的な業務運営のために必要な役職員を確保する。

また、内部組織の活性化を図るため、エアラインパイロット経験者の招聘等のほか、各事業年度において職員の約10%程度について、国または大学、民間等と人事交流を行う。

さらに、大学校における情報セキュリティの適切な運用のため、研修等による人材の育成・確保を図る。

(4) 施設及び設備の整備

施設及び設備に関する計画については以下のとおり

施設及び設備の内容	予定額 (百万円)	財 源
教育施設整備費 ・ 宮崎本校施設及び設備の整備 ・ 帯広分校施設及び設備の整備 ・ 仙台分校施設及び設備の整備	828	独立行政法人航空大学校 施設整備費補助金

(注) 予定額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施や老朽度合等を勘案し、整備内容等が変更されることもある。

(注) 学生寮更新については、運営費交付金を充当して行う事業として、調査・検討を実施する。

(5) 保有資産の見直し

保有資産については、引き続き、その利用度のほか、本来業務に支障がない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点から、その保有の必要性について不断に見直しを行う。

(6) 独立行政法人航空大学校法第13条第1項に規定する積立金の使途

独立行政法人航空大学校法第13条第1項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金

額は、同法第11条に規定する業務の運営の使途に充てる。

(7) 新たな社会ニーズ、環境変化への対応

2030年以降の第7期中期目標の到来に備え、当該目標を設定する国の主導のもと、将来の社会情勢、航空業界の状況、他の養成機関の能力、我が国操縦士養成に係る社会的ニーズ、世界の動向等を見極め、大専に期待される役割、養成規模、より効率的な訓練手法・不測の事態が発生した場合の代替基地の検討その他社会ニーズに適應するための必要な取組について、検討を継続する。

(別紙)

予 算

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	14,653
施設整備費補助金	828
業務収入	12,830
計	28,311
支出	
業務経費	18,949
教育経費	18,949
人件費	7,293
施設整備費	828
一般管理費	1,240
計	28,311

収支計画 (単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	27,821
経常費用	27,821
一般管理費	1,240
減価償却費	338
教育経費	18,949
人件費	7,293
財務費用	0
臨時損失	0
収益の部	27,821
運営費交付金収益	14,653
施設費収益	0
業務収益	12,830
資産見返運営費交付金戻入	225
資産見返物品受贈額戻入	0
資産見返寄付金戻入	113
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

資金計画

資金計画 (単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	28,311
業務活動による支出	27,483
投資活動による支出	828
財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	28,311
業務活動による収入	27,483
運営費交付金による収入	14,653
業務収入	12,830
その他の収入	0
投資活動による収入	828
施設整備費補助金による収入	828
その他の収入	0
財務活動による収入	0

〔人件費の見積り〕

中期目標期間中総額5,807百万円を支出す。

当該人件費の見積りは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当の費用である。(非常勤役員給与等を除く。)

〔運営費交付金の算定ルール〕
別紙の通り。

〔注記〕

退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程(国家公務員退職手当法に準拠)に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

※合計額は四捨五入のため合致しない場合がある。

運営費交付金算定ルール

○運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額±退職手当所要額

(イ) 基準給与総額

8年度・・・所要額を積み上げ積算

9年度以降・・・前年度人件費相当額－前年度退職手当所要額

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当所要額

当年度に退職が想定される人員ごとに積算

(2) 前年度給与改定分等（9年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかつた人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

{前年度教育経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）±学生数等の当年度増減に伴う額（特殊要因を除く）}×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×

政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課、実習装置借料等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：法令改正等に伴い必要となる措置、中期目標期間の開始時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要に応じ計上

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：中期計画期間中は1.00として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：中期計画期間中は0.99として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は1.00として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は1.00として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は1.0362として推計

特殊要因：中期計画期間中は0として推計

自己収入：令和7年度の受益者負担の水準を基に各年度の航空会社及び学生等からの収入を算出